

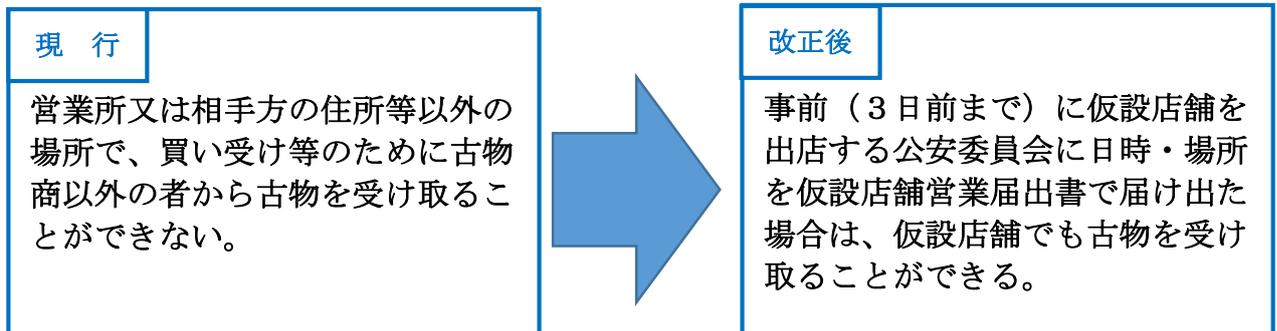
古物営業者の皆さんへ重要なお知らせ

平成 30 年 4 月 25 日に「古物営業法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 21 号。以下「改正法」という。)が公布されました。

この法律は 2 段階で施行になります。施行日と内容は次のとおりです。

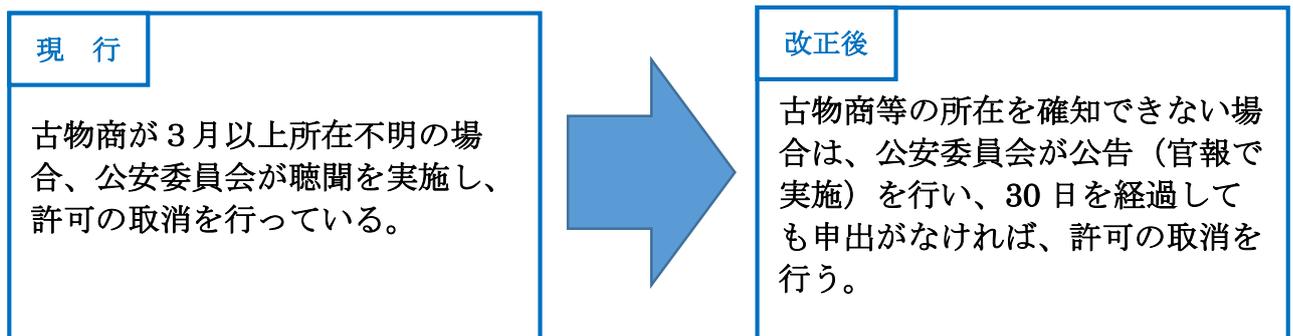
6 月を超えない範囲で施行(1 段階目:平成 30 年 10 月 24 日施行)

1 営業制限の見直し



	営業所	住所等	その他
現 行	○	○	×
改正後	○	○	○ (仮設店舗において)

2 簡易取り消しの新設



3 欠格事由の追加

現在の欠格事由に加え、暴力団やその関係者、窃盗罪で罰金を受けた者も欠格になります。

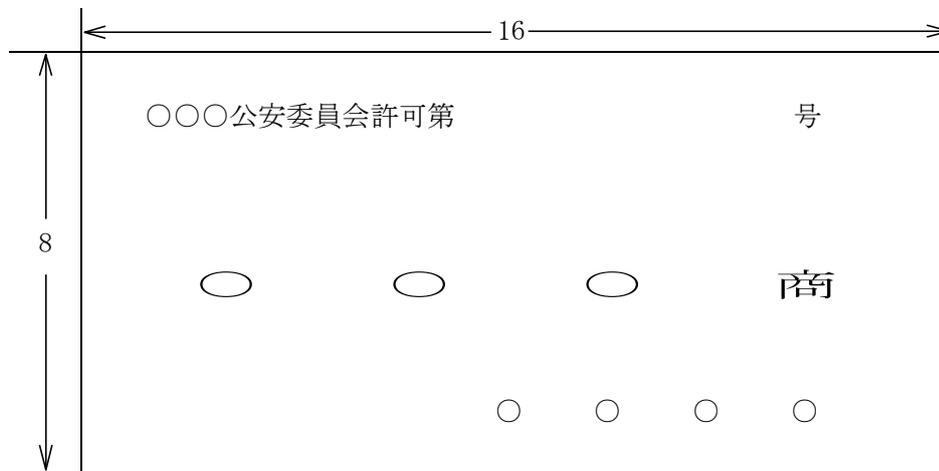
現在、許可を受けている方も対象になりますので、該当する場合は、許可の取消しになる可能性があります。

4 その他の規則改正関係

非対面取引の本人確認の方法に、新たな確認方法が追加されています。また、標識や帳簿等の様式が次のとおり変更になっています。

【標識】

別記様式第13号（第11条関係）



備考

- 1 この様式は、古物商がその営業所又は仮設店舗に掲示する標識の様式とする。
- 2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 3 色は、紺色地に白文字とする。
- 4 番号は、許可証の番号とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 6 「〇〇〇商」の「〇〇〇」の部分には、当該営業所又は仮設店舗において取り扱う古物に係る第2条各号に定める区分（二以上の区分に係る古物を取り扱う場合は、主として取り扱う古物に係る区分）を記載すること。ただし、同条第1号の美術品類については「美術品」、同条第3号の時計・宝飾品類については「時計・宝飾品」、同条第5号の自動二輪車及び原動機付自転車については「オートバイ」、同条第6号の自転車類については「自転車」、同条第7号の写真機類については「写真機」、同条第8号の事務機器類については「事務機器」、同条第9号の機械工具類については「機械工具」、同条第10号の道具類については「道具」、同条第11号の皮革・ゴム製品類については「皮革・ゴム製品」、同条第13号の金券類については「チケット」と記載するものとする。
- 7 下欄には、古物商の氏名又は名称を記載するものとする。

【帳簿等(古物商)】

別記様式第15号(第17条関係)

受 入 れ					払 出 し								
年月日	区別	取引した古物			相手方の真偽を確認 するためにとった措置 の区分(及び方法)	取引の相手方				年月日	区別	取引の相手方	
		品目	特徴	数量		住所	氏名	職業	年齢			住所	氏名

備考

- 「受入れ」の「区別」欄には買受け又は委託の別を記載し、「払出し」の「区別」欄には売却、委託に基づく引渡し又は返還の別を記載すること。
- 「品目」欄は、一品ごとに記載すること。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。
- 現に使用している帳簿に既に住所、氏名、職業及び年齢が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。

【帳簿等(古物市場主)】

別記様式第16号(第17条関係)

年 月 日	売主の氏名		売主の住所	
品 目	特 徴	数 量	買 主 の 住 所 及 び 氏 名	

備考

- 「品目」欄は、一品ごとに記載することとし、同欄には、例えば、「紺サージ背広三つぞろい」、「金側腕時計」、「黒色軽自動車」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で、区別しにくいものは、一括して記載することができる。
- 「特徴」欄には、例えば、衣類にあつては「上衣、シングル、鈴木のネーム入り、チョッキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」、時計にあつては「オメガ、何型、何番、文字板に傷あり」のように記載し、自動車にあつては自動車検査証に記載された自動車登録番号又は車両番号、車名、車台番号及び所有者の氏名又は名称等の必要な事項を記載すること。

2年を超えない範囲で施行(2段階目:施行日は、現時点未定)

1 許可単位の見直し

現在の都道府県ごとの許可から主たる営業所の所在地の公安委員会の許可に変更になります。

なお、既に許可を受けておられる方で、改正法が施行になった後も営業を継続される方は、下記の手続きが必ず必要です。

重要(改正法施行後も営業される方は、必ず読んでください。)

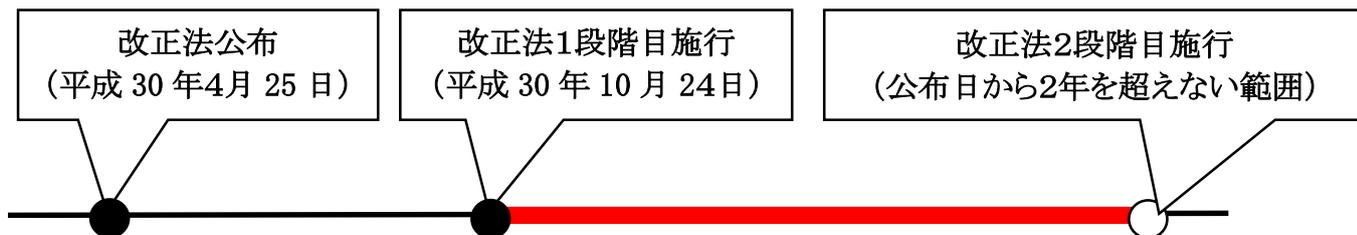
現在、古物商等の許可を所持している方で改正法施行後も引き続き古物営業を続ける予定のある方は、次の届出提出期間内に、**主たる営業所等の届出**を行っていないと、改正法が施行になった時点で、現在所持している**許可が失効**し、それ以降、営業すると**無許可営業**になりますので、注意してください。

なお、複数の県で古物商等の許可を受け、それぞれの県に営業所を設けられている方は、全国で主となる営業所のある管轄警察署を通じて公安委員会に届出をすれば、他の公安委員会に届出は不要です。

この届出は、営業所が香川県内にしかない方や営業所が1つしかない方など、現在許可を受けている方のうち、**2段階目が施行になった以降も営業をされる方、全員が対象**になりますので、記載例を参考にして作成し、忘れずに手続きを行うようにお願いします。

【届出の提出時期】

主たる営業所等の届出は、1段階目(平成30年10月24日)から2段階目の施行日までの間に行うこととなっています。下記の赤線の期間が届出の期間になります。



【届出内容及び届出先】

- 届出内容
 - ・ 主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地
 - ・ その他の営業所または古物市場の名所及び所在地
- 届出先
 - ・ 主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長

【主たる営業所等届出書(その1)(記載例)】

別記様式 (附則第2項関係)

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(記載例)

㊞

許可の種類	①.古物商 2.古物市場主
許可証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2
許可年月日	平成 ● 年 ● 月 ● 日
(ふりがな)	けいさつ たろう
氏名 又は名称	警察 太郎

主たる営業所又は古物市場

営業所・ 古物市場	形態	①.営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
	(ふりがな) 名称	たかまつてん 高松店
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 香川県高松市番町●丁目●番●号 電話 (0 8 7) × × × - × × × × 番

【主たる営業所等届出書(その2) (記載例)】

その2		その他の営業所又は古物市場	
営業所等を有する都道府県名	埼玉県		
経由警察署名	●●警察署		
許可証番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
営業所・古物市場	(ふりがな) 名称	さいたまてん	
		さいたま店	
営業所・古物市場	所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	
		電話 (●●●) ●●● - ●●●● 番	
営業所・古物市場	(ふりがな) 名称		
	所在地	電話 () - 番	
営業所・古物市場	(ふりがな) 名称		
	所在地	電話 () - 番	

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。

問合せ先

分からないことなどがありましたら、下記まで連絡をしてください。

香川県警察本部生活安全企画課 ☎087-833-0110

営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課